

国指定釧路湿原鳥獣保護区計画書
【存続期間の更新及び変更
(区域拡張及び保護の指針の変更)】

平成30年11月1日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

釧路湿原鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

北海道川上郡標茶町と釧路郡釧路町との境界線と北海道旅客鉄道株式会社釧網本線の西側境界線との交点を起点とし、同所から同本線を南東に進み同町所在東7号の東側との交点に至り、同所から同東7号を北進し同町トリトウシ原野南1線44番との交点に至り、同所から同44番と同43番2の境界線を南東に進み同46番との交点に至り、同所から同44番と同46番の境界線及びその延長線を北東に進み同町所在南1線の北側境界線との交点に至り、同所から同南1線を南東に進み同47番2との交点に至り、同所から同45番2と同47番2の境界線及びその延長線を北東に進み標茶町と釧路町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み町道旧釧路網走線との交点に至り、同所から同町道を南進し釧路町達古武67番1と同67番2の境界線との交点に至り、同所から同67番1の境界線を西進し同67番1と同44番4の境界線との交点に至り、同所から同境界線及びその延長線を西進し同68番1の境界線との交点に至り、同所から同68番1の境界線を西進し同68番3との交点に至り、同所から同68番3の境界線を南進し町道達古武2号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み北海道旅客鉄道株式会社釧網本線の西側境界線との交点に至り、同所から同本線の西側境界線を南西に進み釧路川左岸堤防の堤外側基部から30mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南西に進み旧雪裡川右岸の延長線との交点に至り、同所から同線及び旧雪裡川右岸を東進し環境省所管国有地境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進んだ後西進し国土交通省所管国有地境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し釧路市道鶴野広里線北側基部との交点に至り、同所から同市道北側基部を西進し国有地と釧路市有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し財務省所管国有地と国土交通省所管国有地との境界線との交点に至り、同所から財務省所管国有地の境界線を西進後北西に進み温根内川との交点に至り、同所から同川を西進し国有地と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進後西進後北進し鶴居村所在南七線との交点に至り、同所から同線を西進し国有林との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同村所在幌呂原野南五線16番と18番との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同村所在南5線との交点に至り、同所から同線を東進し同村所在幌呂原野南5線22番と同22番4との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同24番と同24番4との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み国有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同村所在南6線との交点に至り、同所から同線を東進し同村所在東7

号との交点に至り、同所から同線を南進し同村所在南7線との交点に至り、同所から同線を東進し国有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し鶴居村有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同村所在字幌呂原野南5線52番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同村1号支線明渠排水の北側との交点に至り、同所から同明渠排水の北側を東進後北東に進み(同明渠排水を除く)同村所在東7号との交点に至り、同所から同東7号を北進し幌呂川右岸堤防の北側基部との交点に至り、同所から同堤防の北側を西進し道道53号線東側基部との交点に至り、同所から同道道東側を北進し中雪裡2号幹線明渠排水路を西側に延長した線との交点に至り、同所から同線を東進し同排水路に至り、同所から同排水路を東進し雪裡川との交点に至り、同所から同排水路を東側に延長した線を東進し国有地と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同村所在北1線との交点に至り、同所から同北1線を東進し同村所在西6号との交点に至り、同所から同西6号を北進し普通河川右岸との交点に至り、同所から同川右岸及びその延長線を東進しツルハシナイ川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進しツルハシナイ1号川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進し国有地と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同村所在北3線との交点に至り、同所から同北3線を東進し同村所在東西基線との交点に至り、同所から国有地と民有地との境界線を北進し標茶町と鶴居村との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進しオンネナイ幹線排水路の南側との交点に至り、同所から同排水路の南側を東進し久著呂幹線明渠排水路との交点に至り、同所から同排水路を南東に進み川上郡標茶町字久著呂原野北10線20番1の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同9043番の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同9043番の北端に至り、同所から国有地と民有地の境界線を北進しコッタロ林道との交点に至り、同所から同林道を東進し道道久著呂原野塘路線との交点に至り、同所から同道道を横断し国有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進後南東に進み後北進後南東に進み後北東に進み国有地と川上郡標茶町有地との境界線との交点に至り、同所から同町有地と民有地との境界線を北進し国有地と同町有地との境界線との交点に至り、同所から国有地と民有地の境界線を北進し国有地と川上郡標茶町所在字オソツベツ原野23線との境界線との交点に至り、同所から同字オソツベツ原野23線と同町所在字オソツベツ原野6番2との境界線を北進し同字オソツベツ原野23線と同字オソツベツ原野24線との境界線との交点に至り、同所から同24線と同字オソツベツ原野6番2との境界線を北進し同字オソツベツ原野24線と同字オソツベツ原野25線との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同字オソツベツ原野25線34番と同36番との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同町所在北25線との交点に至り、同所から同字オソツベツ原野25線33番と同35番との境界線を北進し同字オソツベツ原野25線と同字オソツベツ原

野 26 線との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同町所在東 6 号との交点に至り、同所から同号を北進しオソツベツ林道の東側基部との交点に至り、同所から同林道南東側基部を北東に進み標茶町所在北 28 線との交点に至り、同所から同 28 線を南東に進み財務省所管国有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み後南東に進み後南西に進み同国有地と同町有地の境界線との交点に至り、同所から町有地と国土交通省所管国有地との境界線を南進し同国有地と財務省所管国有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し五十石川北岸との交点に至り、同所から五十石川及びその延長線を南東に進み標茶右岸築堤南側基部との交点に至り、同所から同築堤を北東に進み町道との交点に至り、同所から町道及びその延長線を南進し国有地と民有地との境界線との交点に至り、同所から旧町道を南東に進み明渠排水路との交点に至り、同所から同排水路を南西に進み同町所在北 26 線から北に 100m の距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を北西に進み国有地と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み標茶町所在北 26 線との交点に至り、同所から同北 26 線を西進し釧路川河川区域の左岸側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し北海道旅客鉄道株式会社釧網本線の西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し釧路川左岸との交点に至り、同所から釧路川左岸を南西に進み財務省所管国有地との交点に至り、同所から同国有地と民有地の境界線を南進し旧コッタロ林道との交点に至り、同所から同林道を南東に進み道道シラルトロ湖線との交点に至り、同所から同道道を南進し標茶町所在北 16 線との交点に至り、同所から同線を東進し同町所在東 6 号との交点に至り、同所から同町コッタロ原野北 16 線 37 番 2 と同 37 番 3 の境界線を北進し同 37 番 1 の南西端に至り、同所から同 37 番 1 と同 37 番 2 の境界線を東進し同町コッタロ原野 122 番 1 の南西端に至り、同所から同 122 番 1 と同 122 番 2 の境界線を東進し同 122 番 1 と同町コッタロ原野北 17 線 40 番の境界線との交点に至り、同所から同 40 番と同町コッタロ原野 122 番 2 の境界線を東進し同町コッタロ原野北 17 線 40 番の南端に至り、同所から同 40 番と同 42 番 3 との境界線を北東に進み同 42 番 1 の南端に至り、同所から同 42 番 1 と同 42 番 3 の境界線を北東に進み同 38 番 3 と同 42 番 4 の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同 41 番 1 と同 41 番 2 との交点に至り、同所から同 41 番 1 と同 41 番 2 の境界線を北東に進み同 41 番 2 の北端に至り、同所から同 43 番 3 と同 44 番 8 の境界線を東進し同町コッタロ原野北 18 線 44 番 5 の南端に至り、同所から同線 44 番 1 と同 44 番 5 の境界線を北東に進み同 44 番 5 の北東端に至り、同所から同町所在北 18 線を西進し道道シラルトロ湖線との交点に至り、同所から同道道を北東に進み国道 391 号線との交点に至り、同所から同国道を南進し国有地の北端に至り、同所から同国有地と民有地との境界線を東進し標茶町所在民有林 352 林班との境界線との交点に至り、同所から同林班の南側境界線を東進し同 330 林班との境界線との交点に至り、同所から同林班の南

側境界線を東進し同 331 林班との境界線との交点に至り、同所から同林班の東側境界線を北進し同 333 林班との境界線との交点に至り、同所から同林班の南側境界線を東進し国有林と民有林との境界線との交点に至り、同所から国有林の南側境界線を南東に進み同町所在民有林 328 林班との境界線との交点に至り、同所から同林班の北西側境界線を南西に進み国有林との境界線との交点に至り、同所から国有林の西側境界線を南進し国有林と民有林との境界線との交点に至り、同所から同町所在民有林 327 林班の西側境界線を南進し民有林林道シラルトロ線との交点に至り、同所から同林道を西進し同町所在民有林 314 林班との境界線との交点に至り、同所から同林班の北側境界線を西進し同町所在字シラルトロエトロ 12 番 3 との境界線との交点に至り、同所から同 12 番 3 の北側境界線を西進し同 15 番 1 との境界線との交点に至り、同所から同 15 番 1 の南側境界線を西進し国有地との境界線との交点に至り、同所から国有地と民有地の境界線を西進し国道 391 号線との交点に至り、同所から同国道を南進し同国道と塘路林道の南側との交点から同国道横断方向に引いた線と同国道との交点に至り、同所から同林道を東進し同林道と塘路湖湖岸線とを最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を南進し同湖湖岸線との交点に至り、同所から同湖湖岸線を東進し国有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進後南進し国有地と同町所在民有林 287 林班との境界線との交点に至り、同所から同林班の境界線を東進後南進し同町所在民有林 288 林班一小班と同林班二小班との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同町所在字塘路原野 132 番地との境界線との交点に至り、同所から同 132 番地の南側境界線を南進後東進し同 410 番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進後南進し同 440 番地との境界線との交点に至り、同所から同 440 番地の境界線を西進後南進し同 127 番 1 との境界線との交点に至り、同所から同 127 番 1 の境界線を南進後西進後北進しアレキナイ川との交点に至り、同所から同川を北進し同町所在阿歴内北 7 線との交点に至り、同所から同線を西進し同町所在字塘路原野 124 番 457 の境界線との交点に至り、同所から同 124 番 457 の東側境界線を北進し同 124 番 457 の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し普通河川との交点に至り、同所から同河川を西進し同町所在民有林 287 林班境界線との交点に至り、同所から同 287 林班の南側境界線を西進後北進し同町所在字塘路原野 119 番 1 との境界線との交点に至り、同所から同 119 番 1 と同 119 番 2 の境界線を西進し同町字阿歴内原野北七線 160 番 1 との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同 160 番 2 との境界線との交点に至り、同所から同 160 番 1 と同 160 番 2 との境界線を西進し同 113 番 1 との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同町所在字塘路原野北 8 線 176 番 1 との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進後北進し同 175 番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進後西進し同 113 番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し塘路湖湖岸線との交点に至り、同所から同湖岸

線を西進しアレキナイ川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南西に進み北海道旅客鉄道株式会社釧網本線の西側との交点に至り、同所から同本線の西側を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 30 年 11 月 1 日から 20 年間

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、北海道南東部に位置する釧路平野の一部で、釧路川とその支流の流域に東西 10km、南北 25km にわたり広がる、日本最大の湿原である。

当該区域は湿原、蛇行する河川、湖沼等から構成され、広大な湿原の約 80%はヨシやスゲ、またはハンノキに被われた低層湿原であるが、湿原西部を中心にミズゴケ類が優占する高層湿原や、中間湿原が点在している。

このような自然環境を反映して、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載された絶滅危惧 I A 類のシマフクロウ、絶滅危惧 II 類のタンチョウを始めとする希少鳥類が確認されている。特に、タンチョウは当該区域で繁殖しているのが確認されており、その繁殖つがい数は我が国最大である。また、国内希少野生動植物種であり絶滅危惧 I B 類のチュウヒや、絶滅危惧 II 類のオジロワシ、オオワシ等の希少猛禽類を始め様々な渡り鳥にも利用されており、合計で 48 科 206 種の鳥類の生息が確認されている。

このように、当該区域は、タンチョウを始めとする希少な鳥類の生息地として重要であることから、当該区域を希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

1) 鳥獣保護区管理員により、鳥獣の生息状況等を把握するための調査を行う。

2) 利用者による鳥類への影響や違法捕獲防止のため、自然保護官や鳥獣保護区管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係地方公共団体や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

3 国指定鳥獣保護区の面積内訳

別表1のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村の1市2町1村にわたる区域で成り立っている。

イ 地形、地質等

当該区域が位置する釧路湿原は、北海道南東部に位置する釧路平野の一部で、東西10km、南北25kmにわたる、面積約25,840haの日本最大の湿原であり、釧路川とその支流の流域に広がった広大な泥炭地である。

ウ 植物相の概要

当該区域には広大な低層湿原が広がっており、ヨシ・イワノガリヤス群落、ツルスゲーミツガシワ群落、ヤチヤナギ・ムジナスゲ群落、ハンノキ林が形成され、ハンノキ林の林床にはカブスゲのヤチボウズとホザキシモツケ、ヒメカイウ、ナガバツメクサ、ヒメシダが多く生育している。

また、温根内赤沼とキラコタン岬周辺には中・高層湿原の植生が見られ、カラフトイソツツジ・チャミズゴケ群落、ミカヅキグサーイボミズゴケ群落、ニッコウシダ・クシノハミズゴケ群落等が形成されている。

湖沼には多様な水生植物が分布し、フラスコモ属やネムロコウホネ、エゾベニヒツジグサ等の希少種も確認されているが、特に達古武湖では平成18年以降ヒシが増加し湖全体に繁茂するようになり、水中の光量低下等のため水生植物の多様性低下が生じている。

エ 動物相の概要

当該区域には、鳥類48科206種、獣類10科38種が確認されている。

中でも天然記念物及び国内希少野生動植物種であるタンチョウの生息地として有名なコッタロ湿原をはじめとし、湿原内には、多くのタンチョウの営巣が確認され、その他にオオワシ、オジロワシ、チュウヒ等の希少猛禽類も生息している。

また、湿原内に点在する湖沼は、オオハクチョウ、ヒシクイの渡来地ともなっており、広大な湿原環境が希少な鳥獣の生息地としての役割を果たしている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり

イ 獣類

別表3のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

周辺地域において、エゾシカ、タンチョウによる農林水産物の被害報告がある。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

- | | |
|------------|------|
| ① 鳥獣保護区用制札 | 31 本 |
| ② 案内板 | 3 基 |

7 存続期間の更新及び変更（区域の拡張）の理由

当該鳥獣保護区は、希少鳥獣生息地の保護区としてタンチョウを始めその地域に生息する希少鳥獣を保護するため昭和33年11月1日に指定され、その後、昭和54年に区域を大幅に拡張する等、更新及び区域の変更を経て、現在に至っている。

当該区域は、現在もタンチョウ等の希少鳥獣をはじめとする鳥獣の良好な生息地になっている。そのため、引き続き国指定鳥獣保護区として保護を行う必要があることから存続期間の更新をするとともに、タンチョウやチュウヒの利用が確認されている湿原を鳥獣保護区として拡張して指定するものである。なお、新釧路川左岸の環境省所管地の一部に存在する旧耕作地についてもタンチョウの生息が確認されていることから、併せて鳥獣保護区に指定（区域拡張）するものである。

8 参考事項

(1) 当初指定

昭和33年11月1日（クッチャロ太鳥獣保護区）

（昭和33年10月29日 農林省告示第314号）

(2) 経緯

昭和 43 年 11 月 1 日 期間更新

(昭和 43 年 9 月 27 日 農林省告示第 172 号)

昭和 53 年 11 月 1 日 期間更新

(昭和 53 年 10 月 31 日 環境庁告示 62 号)

昭和 54 年 3 月 31 日 区域の変更

(昭和 54 年 3 月 26 日 環境庁告示第 5 号)

平成元年 4 月 1 日 名称及び区域の変更 (釧路湿原鳥獣保護区)

(平成元年 3 月 29 日 環境庁告示第 15 号)

平成 10 年 11 月 1 日 存続期間の更新及び区域変更

(平成 10 年 10 月 30 日 環境庁告示第 77 号)

平成 20 年 11 月 1 日 存続期間の更新

(平成 20 年 10 月 31 日 環境省告示第 87 号)

別表1 国指定釧路湿原鳥獣保護区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	(11,523) 11,426 ha	5,815 ha	17,241 ha	(6,962) 6,934 ha	2,895 ha	9,829 ha	ha	ha	ha
林野	541 ha	23 ha	564 ha	3 ha	ha	3 ha	ha	ha	ha
農耕地	3 ha	3 ha	6 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
水面	953 ha	ha	953 ha	137 ha	ha	137 ha	ha	ha	ha
その他	(10,026) 9,929 ha	5,789 ha	15,718 ha	(6,822) 6,794 ha	2,895 ha	9,689 ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	(9,016) 8,919 ha	4,846 ha	13,765 ha	(6,177) 6,149 ha	2,861 ha	9,010 ha	ha	ha	ha
国有林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	(9,016) 8,919 ha	4,846 ha	13,765 ha	(6,177) 6,149 ha	2,861 ha	9,010 ha	ha	ha	ha
財務省所管	(8,865) 8,768 ha	4,065 ha	12,833 ha	(6,177) 6,149 ha	2,541 ha	8,690 ha	ha	ha	ha
環境省所管	151 ha	320 ha	471 ha	ha	320 ha	320 ha	ha	ha	ha
国土交通省所管	ha	461 ha	461 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体所有地	971 ha	160 ha	1,131 ha	645 ha	34 ha	679 ha	ha	ha	ha
都道府県所有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村所有地等	971 ha	160 ha	1,131 ha	645 ha	34 ha	679 ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	971 ha	160 ha	1,131 ha	645 ha	34 ha	679 ha	ha	ha	ha
私有地等	583 ha	809 ha	1,392 ha	3 ha	ha	3 ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	583 ha	809 ha	1,392 ha	3 ha	ha	3 ha	ha	ha	ha
公有水面	953 ha	ha	953 ha	137 ha	ha	137 ha	ha	ha	ha
計	(11,523) 11,426 ha	5,815 ha	17,241 ha	(6,962) 6,934 ha	2,895 ha	9,829 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域									
普通地域									
自然公園法による地域 (名称：釧路湿原国立公園)	(11,523) 11,426 ha	5,815 ha	17,241 ha	(6,962) 6,934 ha	2,895 ha	9,829 ha	ha	ha	ha
特別保護地区	6,490 ha		6,490 ha	6,490 ha	ha	6,490 ha			
特別地域	(5,003) 4,906 ha	5,638 ha	10,544 ha	(472) 444 ha	2,895 ha	3,339 ha	ha	ha	ha
普通地域	30 ha	177 ha	207 ha	ha	ha	ha			
文化財保護法による地域 (名称：国指定天然記念物 釧路湿原)	5,011 ha	ha	5,011 ha	5,011 ha	ha	5,011 ha	ha	ha	ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に()書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で()書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 国指定釧路湿原鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
キジ目	キジ科	エゾライチョウ	DD	周年
カモ目	カモ科	○ ヒシクイ	天然記念物	旅鳥
		○ オオヒシクイ	NT	旅鳥
		マガン	NT、天然記念物	旅鳥
		カリガネ	EN	旅鳥
		ヨクガン	VU、天然記念物	旅鳥または冬鳥
		コハクチョウ		旅鳥または冬鳥
		○ オオハクチョウ		旅鳥または冬鳥
		○ オシドリ	DD	夏鳥
		オカヨシガモ		旅鳥
		○ ヨシガモ		冬鳥または周年
		○ ヒドリガモ		旅鳥
		アメリカヒドリ		旅鳥または冬鳥
		○ マガモ		周年
		○ カルガモ		周年
		○ ハシビロガモ		冬鳥または旅鳥
		○ オナガガモ		冬鳥または旅鳥
		シマアジ		旅鳥
		トモエガモ	VU	冬鳥
		○ コガモ		冬鳥
		オオホシハジロ		迷鳥
		○ ホシハジロ		冬鳥または旅鳥
		○ キンクロハジロ		旅鳥または冬鳥
		○ スズガモ		旅鳥または冬鳥
		シノリガモ		迷鳥
		○ ホオジロガモ		旅鳥または冬鳥
		○ ミコアイサ		旅鳥または冬鳥
		○ カワアイサ		周年
		ウミアイサ		冬鳥
カイツブリ目	カイツブリ科	○ カイツブリ		夏鳥
		○ アカエリカイツブリ		夏鳥
		カンムリカイツブリ		旅鳥
		ミミカイツブリ		旅鳥
		ハジロカイツブリ		旅鳥
ハト目	ハト科	カワラバト(ドバト)		外来
		○ キジバト		夏鳥
		アオバト		夏鳥
アビ目	アビ科	シロエリオオハム		迷鳥
ミズナギドリ目	ウミツバメ科	コシジロウミツバメ		迷鳥
カツオドリ目	ウ科	カワウ		旅鳥
		ウミウ		迷鳥
ペリカン目	サギ科	サンカンゴイ	EN	夏鳥
		ヨシゴイ	NT	夏鳥
		オオヨシゴイ	CR	夏鳥
		ゴイサギ		夏鳥
		アマサギ		夏鳥
		○ アオサギ		夏鳥または周年
		ダイサギ		旅鳥
		チュウサギ	NT	旅鳥
		コサギ		旅鳥
ツル目	ツル科	カナダヅル		迷鳥
		○ ダンチョウ	VU、国内希少、天然記念物	周年
		クロヅル	DD	迷鳥
		アネハヅル		迷鳥
	クイナ科	シマクイナ	EN	冬鳥
		クイナ		夏鳥
		ヒメクイナ		夏鳥
		ヒクイナ	NT	夏鳥
		ツルクイナ		迷鳥
		パン		夏鳥
		○ オオパン		夏鳥
カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ		夏鳥
		○ ツツドリ		夏鳥
		○ カッコウ		夏鳥
ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	NT	夏鳥
アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ		夏鳥
		キタアマツバメ		夏鳥
チドリ目	チドリ科	ムナグロ		旅鳥
		コチドリ		夏鳥
	セイタカシギ科	セイタカシギ	VU	旅鳥
	シギ科	ヤマシギ		夏鳥
		アオシギ		冬鳥
		○ オオジシギ	NT	夏鳥
		タシギ		旅鳥
		ツルシギ	VU	旅鳥
		アカアシシギ	VU	夏鳥
		クサシギ		旅鳥
		タカブシギ	VU	旅鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
		キアシシギ		旅鳥
		イソシギ		夏鳥
		ウズラシギ		旅鳥
	カモメ科	ミツユビカモメ		冬鳥
		○ ユリカモメ		旅鳥
		○ ウミネコ		夏鳥
		カモメ		旅鳥
		ワシカモメ		冬鳥
		シロカモメ		冬鳥
		○ セグロカモメ		冬鳥
		○ オオセグロカモメ		周年
		アジサシ		旅鳥
タカ目	ミサゴ科	○ ミサゴ	NT	夏鳥
	タカ科	○ トビ		周年
		○ オジロウシ	VU、国内希少、国際希少、天然記念物	周年または冬鳥
		○ オオウシ	VU、国内希少、天然記念物	冬鳥
		○ チュウヒ	EN、国内希少	夏鳥
		ハイイロチュウヒ		冬鳥または旅鳥
		マダラチュウヒ		迷鳥
		ツミ		夏鳥
		○ ハイタカ	NT	夏鳥または周年
		○ オオタカ	NT	夏鳥または周年
		○ ノスリ		周年
		ケアシノスリ		冬鳥
フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク		夏鳥
		コノハズク		夏鳥
		シマフクロウ	CR、国内希少、天然記念物	周年
		○ エゾフクロウ		周年
		アオバズク		夏鳥
		トラフズク		夏鳥
		コミミズク		冬鳥
ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン		夏鳥
		○ カワセミ		夏鳥または周年
		エゾヤマセミ		周年
キツツキ目	キツツキ科	アリスイ		夏鳥
		○ エゾコゲラ		周年
		コアカゲラ		周年
		○ エゾオオアカゲラ		周年
		○ エゾアカゲラ		周年
		クマガラ	VU、天然記念物	周年
		○ ヤマガラ		周年
ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ		冬鳥
		コチョウゲンボウ		冬鳥
		チゴハヤブサ		夏鳥
		○ ハヤブサ	VU、国内希少	夏鳥または周年
スズメ目	モズ科	○ モズ		夏鳥
		アカモズ	EN	夏鳥
		オオモズ		冬鳥
	カラス科	○ ミヤマカケス		周年
		○ ハシボソガラス		周年
		○ ハシブトガラス		周年
		ワタリガラス		冬鳥
	キクイタダキ科	キクイタダキ		周年
	シジュウカラ科	○ ハシブトガラ		周年
		○ コガラ		周年
		○ ヤマガラ		周年
		○ ヒガラ		周年
		○ シジュウカラ		周年
	ヒバリ科	○ ヒバリ		夏鳥
	ツバメ科	○ ショウドウツバメ		夏鳥
		ツバメ		夏鳥
		イワツバメ		夏鳥
	ヒヨドリ科	○ ヒヨドリ		周年
	ウグイス科	○ ウグイス		夏鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
		○ ヤブサメ		夏鳥
エナガ科		○ シマエナガ		周年
ムシクイ科		メボソムシクイ		旅鳥
		○ エゾムシクイ		夏鳥
		○ センダイムシクイ		夏鳥
メジロ科		○ メジロ		夏鳥
センニュウ科		マキノセンニュウ	NT	夏鳥
		シマセンニュウ		夏鳥
		○ エゾセンニュウ		夏鳥
ヨシキリ科		オオヨシキリ		夏鳥
		○ コヨシキリ		夏鳥
レンジャク科		○ キレンジャク		旅鳥または冬鳥
		○ ヒレンジャク		旅鳥または冬鳥
ゴジュウカラ科		○ シロハラゴジュウカラ		周年
キバシリ科		○ キタキバシリ		周年
ミソサザイ科		○ ミソサザイ		夏鳥
ムクドリ科		○ ムクドリ		夏鳥
		○ コムクドリ		夏鳥
カワガラス科		○ カワガラス		周年
ヒタキ科		トラツグミ		夏鳥または周年
		○ クロツグミ		夏鳥
		○ マミチャジナイ		旅鳥
		○ アカハラ		夏鳥
		○ ツグミ		冬鳥
		ノハラツグミ		迷鳥
		○ コマドリ		夏鳥
		○ ノゴマ		夏鳥
		○ コルリ		夏鳥
		ルリビタキ		旅鳥
		ジョウビタキ		冬鳥
		○ ノビタキ		夏鳥
		エゾビタキ		旅鳥
		サメビタキ		夏鳥
		○ コサメビタキ		夏鳥
		○ キビタキ		夏鳥
		○ オオルリ		夏鳥
スズメ科		○ ニュウナイスズメ		夏鳥
		○ スズメ		周年
セキレイ科		○ キセキレイ		夏鳥
		○ ハクセキレイ		夏鳥
		セグロセキレイ		夏鳥または周年
		○ ビンズイ		夏鳥
		タヒバリ		旅鳥
アトリ科		○ アトリ		冬鳥または旅鳥
		○ カワラヒワ		夏鳥
		○ マヒワ		周年
		ベニヒワ		冬鳥
		ハギマシコ		冬鳥
		○ ベニマシコ		夏鳥
		オオマシコ		冬鳥
		イスカ		冬鳥
		○ ウソ		冬鳥
		○ シメ		夏鳥
		イカル		夏鳥
ツメナガホオジロ科		ユキホオジロ		冬鳥
ホオジロ科		○ ホオジロ		夏鳥
		ホオアカ		夏鳥
		○ カシラダカ		旅鳥
		ミヤマホオジロ		冬鳥
		シマアオジ	CR、国内希少	夏鳥
		ノジコ	NT	迷鳥
		○ アオジ		夏鳥
		クロジ		旅鳥
		○ オオジュリン		夏鳥
合計	19目	48科	206種(亜種)	

(注)

- データは湿原生態系調査(生物多様性センター、2004年)等に拠った。
- 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改定第7版(日本鳥学会、2012年)に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト2017
CR:絶滅危惧種ⅠA類、EN:絶滅危惧種ⅠB類、VU:絶滅危惧種Ⅱ類、
NT:準絶滅危惧種、DD:情報不足
国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物:文化財保護法による天然記念物
特定外来:特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥類。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、周年、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。外来鳥獣については、外来と記載する。

